

第五條 大會は毎年一回中央執行委員會議を召集す

議長及副議長は大會に於て選舉す。但中央執行委員會議は黨員三分の一以上の要求ありたる時又は中央執行委員三分の二以上の要求ありたる時は臨時大會を召集するものとす。

第六條 大會代議員は支部聯合會より選出するものとす

但特別の事情ある時は中央執行委員會議の承認を経て支部より選出することを得。

第七條 大會は代議員二分の一以上の出席あるに非ざれば議決することを得ず

代議員選出比率は別表の定むる處に據る。大會の議事は出席代議員過半数を以て決す可と同數なる時は議長之を決す。

第九條 大會は中央執行委員長一名、書記長會計各一名、會計監督一名及中央執行委員若干名を選挙するものとす

二、中央執行委員會

第十條 中央執行委員會は大會より次期大會迄の最高執行機關にして大會に對して責任を負ふものとす

第十一條 中央執行委員會は常任執行委員若干名を互選し中央執行委員會議の事務を代行せしむることを得

第十二條 中央執行委員會は必要に應じ組織、宣傳、教育、調査、事業、出版、機關紙編輯等の各部を設くることを得

第十三條 各部は部長一名、部員若干名を以て構成し中央執行委員會議の統制を受く

第十四條 中央執行委員會は中央執行委員長之を召集す

三、執行委員會

第十五條 執行委員會は左の役員を以て構成し職務を執行す

一、中央執行委員長 一名
一、常任中央執行委員 若干名
一、書記長 一名
一、會計 一名
一、部長 若干名

第十六條 中央執行委員長は黨を代表して職務を總務す

第十七條 書記長は中央執行委員長を補佐して職務を總務す

第十八條 會計は黨の會計事務を總務す

第十九條 部長は各担任事務を統轄す、執行委員會議に於てもその担任事務に關係ある議事に限り參與するものとす

第二十條 會計監督は必要に應じ黨本部、聯合會、支部等の會計狀態を調査し中央執行委員長に報告する權限を有す

第二十一條 各役員任期は一年とす。但再選を妨げず

第五章 支部

第二十二條 同一地方に於て黨員五十名以上を有する時は支部を組織するものとす

第二十三條 支部には左の機關を設くるものとす

第六章 黨員及名簿

第二十四條 黨員は一人に付一ヶ年金三十錢宛に支部に分配す

黨員の豫算は中央執行委員會議に於て作製し大會の協賛を經るを要す。但し中央執行委員會議に於て三分の二以上の同意ありたる時は臨時費を徵集し又は臨時支出を爲すことを得

第二十五條 黨員の決算は大會の承認を經るを要す

第二十六條 納入したる黨員費及寄附金等は一切返戻せず。會計年度は毎年十一月一日より翌年の十一月三十一日迄とす

第七章 加入及脱退

第二十七條 本黨に加入せんとするものは住所、氏名、年齢、職業等を明記し黨員一ヶ年分以上を副へ本部又は支部へ申出べし。當に於て入黨を承認したるものに對しては黨員費を交付す

第二十八條 黨員にして脱退せんとするものはその理由を具し黨員費、黨員證書等を添へ届出づべし

第八章 罰則

第二十九條 黨員にして左の一に該當するものは中央執行委員會議又は大會に於て除名することを得

一、黨の綱領規約決議等に違反したるもの
二、黨の面目を汚損したるもの
三、黨の統制を紊したるもの

第三十條 前條の規定は支部及支部聯合會にも準用す

第九章 附則

第三十一條 黨の綱領及規約は大會出席代議員三分の二以上の賛成するに非ざれば變更することを得ず

第三十二條 本規約施行に關する細則、支部、支部聯合會の規約準則及び大會代議員選出比率等は中央執行委員會議に於て之を定む

別表

黨大會の代議員選出率

支部聯合會員百毎に一名、但し過數五十名以上の場合は一名を加ふることを得

規約施行細則入黨手續

一、本黨の黨員たらんとする者は入黨申込書に所要(原籍、現住所、氏名、年齢、職業、所屬團體)の記入をなし規定の黨員費を添附し最寄の支部若くは支部分會に申込むべし。最寄の支部なき場合はその他の場合に於ては直接本部に申込むべし

二、入黨申込を受けたる場合は中央執行委員會議に於て之を審査し其入黨を許可する者は黨員證を交付するものとす

黨員納入手續

一、第二年度よりの黨員納入期は十一月一日より十一月三十日までとし支部所屬の者は支部に、然らざる者は本部に黨員證に添へて納入すべし

二、黨員納入を受けたる支部は二週間以内に本部費を納入すべし

三、本部或は支部會計は黨員の納入を受けたる者の黨員證に黨員費受領の證明をなし之を返附なく黨員に返附するものとす

脱退手續及失格

一、黨を脱退せんとする者は黨員證を添へて其所屬支部又は本部に脱退届を出すべし

二、脱退を届け出たる者並に黨員一年以上不納の者は黨員名簿より削除するものとす

大會二關スル事項

一、大會の開催期日は中央執行委員會議之を決す

二、大會の主要なる議題は大會開催前少なくとも二週間以前に發表することを得

但し臨時大會は此の限りにあらず